

罰則なく4省及び腰

石原産業の放射性物質含む産廃汚泥



放射性物質を含む産廃汚泥「アイアンクレイ」の法的な規制が、文部科学、環境、厚生労働、経済産業の4省の責任の押し付け合いで宙に浮いている。罰則を盛り込んだ関係法令が存在しない中、長年にわたりデータを改ざんしてアイアンクレイを捨てていた化学メーカー・石原産業(大阪市)の「捨て得」になる可能性も出てきた。(本田直人、小泉浩樹、月舘彩子)

「捨て得」の可能性も 備不嫁「捨得」の可能性も 法令不備 責任転嫁

川田参院議員(左から2人目)の司会で、4省担当者と協議する市民団体の代表ら18日、東京都千代田区の参院議員会館、本田写す

18日午後、東京・参院議員会館。市民団体「放射能のゴミはいらない! 市民ネット・岐阜」(兼松秀代代表)と「四日市再生・公害市民塾」(中田悌夫代表)のメンバーら、文部科学、環境、厚生労働、経済産業の4省の担当者らと向き合った。不正に捨てたアイアンクレイを石原産業に全量撤去させ、排出元の四日市工場(三重県四日市市)で厳重に管理するよう指導するとともに再発防止に向けた法整備を求める兼松さんたちに、4省の担当者は異口同音に「自分の省の所管ではないが、4省で協議する」。会合の仲介をした川田龍平参院議員は「省庁間の責任の押し付け合いは、薬害エイズ事件でも問われた行政による不作為の繰り返しだ」とあきれれる。

アイアンクレイなど放射性物質を含んだ産廃の扱いをめぐることは、18年も前から法令の不備が指摘されてきた。別のチタン製造会社で発覚した問題を受けて91年、科学技術、厚生、通産、労働の4省庁が通達で示した自主管理基準と厚生省の通知があるだけで、いずれも罰則規定はなく実効性に乏しい。

今回発覚した石原産業の不正は、これにつけ込むかのよう。アイアンクレイの放射線量の測定データを自主管理基準よりも低くなるように改ざん。三重県環境保全事業団が運営する四日市市内の2処分場、同県伊賀市と兵庫県三木市の処分場、岐阜県本巣市のセメント会社に持ち込んでいた。

三重県地球温暖化対策室によると、排出されたアイアンクレイの放射線量は最大0.56Bq/gで、基準の4倍にもなる。ただ、同室は「人体に影響を与える放射線量は28.5Bq/g以上とされ、自然界の数値に近い各処分場の測定値とかけ離れている」と主張。「国と協議するが、全量撤去は現実的ではない」と消極姿勢だ。

17年前に通達を出した4省も「基準を超える産廃が工場外に搬出されるケースは想定外で、4省で考えなければいけないが、法令がない以上、どこまで権限を及ぼせるのか」と及び腰だ。文科省は「現に産廃処分場内に埋められている放射性物質は、うちは手を突っ込めない」と環境省に責任を転嫁。一方、環境省は「放射性物質による土壌汚染などの防止措置は、原子力基本法そのほか

クリドの主力製品「酸化チタン」の製造過程で生じる廃硫酸のほか、農薬などさまざまな製品の工程から出た廃液を混ぜて脱水処理した汚泥。放射性物質は、酸化チタンの原料・チタン鉱石に含まれている。国の自主管理基準 90年に岡山県内のチタン工場から排

クリの放射線量は最大0.56Bq/gで、基準の4倍にもなる。ただ、同室は「人体に影響を与える放射線量は28.5Bq/g以上とされ、自然界の数値に近い各処分場の測定値とかけ離れている」と主張。「国と協議するが、全量撤去は現実的ではない」と消極姿勢だ。

17年前に通達を出した4省も「基準を超える産廃が工場外に搬出されるケースは想定外で、4省で考えなければいけないが、法令がない以上、どこまで権限を及ぼせるのか」と及び腰だ。文科省は「現に産廃処分場内に埋められている放射性物質は、うちは手を突っ込めない」と環境省に責任を転嫁。一方、環境省は「放射性物質による土壌汚染などの防止措置は、原子力基本法そのほか

出された産廃から通常より高い放射線が検出されて問題化したのを受けて、アイアンクレイなど放射性物質を含む産廃物の扱いについて、91年6月、当時の科学技術、厚生、通産、労働4省庁が処理方針をまとめ、関係自治体やメーカーに通達を出した。通達は「産廃物の空間放射線量が1時間当たり0.14Bq/g

出された産廃から通常より高い放射線が検出されて問題化したのを受けて、アイアンクレイなど放射性物質を含む産廃物の扱いについて、91年6月、当時の科学技術、厚生、通産、労働4省庁が処理方針をまとめ、関係自治体やメーカーに通達を出した。通達は「産廃物の空間放射線量が1時間当たり0.14Bq/g

出された産廃から通常より高い放射線が検出されて問題化したのを受けて、アイアンクレイなど放射性物質を含む産廃物の扱いについて、91年6月、当時の科学技術、厚生、通産、労働4省庁が処理方針をまとめ、関係自治体やメーカーに通達を出した。通達は「産廃物の空間放射線量が1時間当たり0.14Bq/g

の法律で定められており、所管は文科省だ」と反論する。責任のなすり合いをよそに、経産省は「チタン工業の業界を指導する立場で問題意識は共有する。通達の実効性を高めるために業界の状況を確認する」と、法整備には否定的な見解を主張。厚生省は、撤去する場合の作業従事者の被曝管理のみを問題視する。このままでは、法令整備が進まなければ、不正に持ち込まれたアイアンクレイの全量撤去ではなく搬入先の処分場で覆土してしまいい、という結論になりかねない。

兼松さんは「石原産業の『捨て得』を追認するような結論になるのであれば、4省庁通達は無意味で、放射性物質の産廃は埋め放題ということになる」と批判する。

さらに、厚生省(現在は環境省が所管)は自治体に対し、「処分場に持ち出されたチタン産廃物はメーカーの責任で回収などの措置を講ずるよう指導すること」とする通知を出した。

さらに、厚生省(現在は環境省が所管)は自治体に対し、「処分場に持ち出されたチタン産廃物はメーカーの責任で回収などの措置を講ずるよう指導すること」とする通知を出した。

さらに、厚生省(現在は環境省が所管)は自治体に対し、「処分場に持ち出されたチタン産廃物はメーカーの責任で回収などの措置を講ずるよう指導すること」とする通知を出した。